

快適トイレ設置工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、設計書の単価適用日が<u>令和8年4月1日</u>以降の全ての工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領第2条の対象工事については除外する。</p> <p>(取組内容)</p> <p>第3条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、工事契約後、速やかに工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。</p> <p>(2) 監督員は、前号の協議があった場合は、快適トイレの設置が可能な現場は全て設置することとし、その旨を回答する。</p> <p>(3) 受注者は、契約工期のうち、準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、<u>快適トイレを設置するものとする。ただし、設置基数は、現場毎に監督員と必要性を協議の上、決定するものとする。</u></p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第4条 快適トイレは、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(18)については推奨する仕様、付属品であり、必ずしも設置を義務付けるものではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>(1) <u>洋式(洋風)便器</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</u></p> <p>(9)～(18) (略)</p> <p>(積算方法等)</p> <p>第5条 監督員は、第4条(1)～(11)について、内容が確認できる資料及び見積書など実際にかかった費用が分かる<u>資料の提出を受注者に</u>求め、確認できた場合に費用を計上するものとし、最終変更設計時に変更契約するものとする。</p> <p>(1) 快適トイレに関する費用は、<u>57,000円/基・月</u>を上限に「積算上の差額」※を計上するも</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、設計書の単価適用日が<u>令和4年10月1日</u>以降の全ての工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領第2条の対象工事については除外する。</p> <p>(取組内容)</p> <p>第3条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、工事契約後、速やかに工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。</p> <p>(2) 監督員は、前号の協議があった場合は、快適トイレの設置が可能な現場は全て設置することとし、その旨を回答する。</p> <p>(3) 受注者は、契約工期のうち、準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、<u>快適トイレを1基設置するものとする。ただし、現場に女性が従事している場合は男女別に1基ずつ設置できるものとする。</u></p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第4条 快適トイレは、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(18)については推奨する仕様、付属品であり、必ずしも設置を義務付けるものではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>(1) <u>洋式便器</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</u></p> <p>(9)～(18) (略)</p> <p>(積算方法等)</p> <p>第5条 監督員は、第4条(1)～(11)について、内容が確認できる資料及び見積書など実際にかかった費用が分かる<u>資料を受注者に提出を</u>求め、確認できた場合に費用を計上するものとし、最終変更設計時に変更契約するものとする。</p> <p>(1) 快適トイレに関する費用は、<u>51,000円/基・月</u>を上限に「積算上の差額」※を計上するも</p>

新	旧
<p>のとし、<u>設置基数は、現場毎に監督員と受注者が必要性を協議の上、決定するものとする。</u></p> <p>※：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を除いた額</p> <p>(2) 計上費用は、「積算上の差額」と「<u>57,000円/基・月</u>」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費の営繕費に計上するものとする。</p> <p>(3) <u>ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能とする。</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>第6条 快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(8)に配慮することとする。</p> <p>(1) <u>原則</u> <u>女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする</u></p> <p>(2) 全般 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く</p> <p>(3) 設置位置 女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する</p> <p>(4) 動線の配慮 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする</p> <p>(5) ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする</p> <p>(6) 照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする</p> <p>(7) 室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする</p> <p>(8) <u>性別の徹底</u> <u>混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p>	<p>のとし、<u>男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする（102,000円/2基・月が上限）。</u></p> <p>※：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を除いた額</p> <p>(2) 計上費用は、「積算上の差額」と「<u>51,000円/基・月</u>」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費の営繕費に計上するものとする。</p> <p>(3) <u>ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>第6条 快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(8)に配慮することとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 全般 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く</p> <p>(2) 設置位置 女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する</p> <p>(3) 動線の配慮 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする</p> <p>(4) ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする</p> <p>(5) 照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする</p> <p>(6) 室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p>

新	旧
<p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	